

## 海道ノブチカ編著

# 『EU 統合の深化－市場と企業の日本・EU 比較』

風 間 信 隆

1.

EU（欧州連合）は1980年代の冷戦構造の崩壊と東欧諸国の市場経済化とともに、2008年のリーマンショックまで急速に拡大と深化を遂げてその加盟国は拡大し、2007年には27カ国（人口4億9974万人：以下の数字はいずれも2010年データ、ジェトロHP参照）に広がるとともに、そのGDP総額は16兆2626億ドルに達し、米国の人口（3億1168万人）とGDP（14兆6604億ドル）を一頭地抜け出る存在となった。また欧州中央銀行の統一的金融政策の下で統一通貨ユーロがEU17カ国で流通している。1990年代末以降2000年代にかけて、EU域内での国境を越えた政治的・社会的・市場的統合が進んできたのであり、こうした欧州化（Europanisierung）の下で「市場重視」の規制緩和が進められてきた。

本書は、こうした1990年代から2000年代にかけてのEU統合の深化の局面において、EU域内の産業政策、労働政策、環境政策、さらには自動車産業や航空業界、ワークライフバランス、コーポレート・ガバナンスなど多面的な論点から日本へのインプリケーションを絶えず念頭に置きつつ、その動向を総合的に解明しようとした極めて意欲的で、タイムリーな研究書であり、関西学院大学の海道ノブチカ教授を中心とする同大・産業研究所の共同研究「企業と経済の日本・EU比較」の成果をまとめたものである。

2.

本書は2部構成であり、第1部の「グローバル市場における政策展開」では以下の5つの章から構成されている。

第1章「フランス産業クラスター政策の展開」では、グローバル化の進展、雇用・失業問題の克服、地方分権という視点に立って推進されてきた、フランスの産業クラスター政策が検討されている。この考察の結果、1990年代後半の「地域生産システム」の振興政策にその源流を認めるとともに、2000年代に入って「競争力の集積」の振興政策として展開されていることが明らかにされている。前者の「地域生産システム」振興政策が、地域のコミュニティや歴史性を基盤とする中小企業、特に零細規模の製造企業からなるイタリアの産業集積をモデルとしていたのに対して、後者の「競争力の集積」と呼ばれる振興政策は、「ニューエコノミー」志向を一層強めている、EUの発展戦略の強い影響の下でフランスの産業の国際競争力の強化に向けた国家のイノベーション戦略と結びついて展開されており、大企業をはじめ、より多様な関連的諸機関を巻き込み、個々の集積自体を一層拡大しようとする志向を強めていることが明らかにされている。

第2章「EUと日本の自動車産業」では、1930年代の世界大恐慌、1970年代のオイルショックによる世界経済危機そして2008年のリーマンブラザーズの倒産に端を発した世界金融危機が自動車産業に与えた影響を各種統計資料に基づいて説得的に明らかにしている。とくに2008年のリーマンショック以降の自動車危機とその影響について、①二酸化炭素排出量規制に対応して先進国自動車メーカーが環境性能の高い自動車の技術開発へ戦略的に対応していること、②自動車の生産、市場が日米欧の先進国から、インドや中国、ブラジルといった新興国へシフトしたこと、そして③1980

年代以降のグローバル化時代に失った「国家」の経済と企業への影響力の回復、という3点に認め、これに考察を加えている。そして今後の先進国の自動車産業の発展が技術のイノベーション能力の構築にかかっている一方、新興国の自動車メーカーにとっても先進国メーカーとの技術格差を埋められるかどうか、その発展が左右されることが明らかにされている。

第3章「EU自動車部門向けのCO<sub>2</sub>排出削減策」ではすでにEUで2005年以降導入されている「欧州排出量取引制度（EU-ETS）」について、現時点ではその規制対象外とされる自動車部門の温室効果ガス削減に向けて、EU域内の研究機関や研究者によってなされている排出量取引制度導入の提案と分析の内容を踏まえて、その課題と方向性が考察される。EU内のCO<sub>2</sub>排出量の約25%が運輸部門であり、その9割以上が自動車からの排出であること等の理由から自動車部門向けの排出量取引制度を巡って各種提案が積極的に行われている。こうした先行研究による各種提案は、本章において、化石燃料の輸入・精製者を含む同燃料の供給者を排出枠の割当及びキャップの賦課対象とする「上流」型提案、最終消費者たる自動車運転者向けに排出量取引制度を導入する「下流」型提案、さらには「下流」型と「上流」型を組み合わせた提案等に分類されるとともに、費用効果性、公衆の関与度、環境成果、公平性そして制度の簡明性といった観点からその評価が行われている。さらには排出量取引制度の制度設計のための評価軸として「公衆の関与」「環境政策統合」「イノベーション」の視点が提起されるとともに、「公平性の充足」と情報通信技術による社会的・政治的受容性向上が大きな課題であることが明らかにされる。

第4章「EUにおける容器包装廃棄物のリサイクル促進制度」では1990年代に入って導入されてきた、「拡大生産者責任」の理念に立脚した、容器包装廃棄物の処理・リサイクルのシステムに関して、特にドイツと英国に焦点を当てて経済効率性の視点から考察が加えられている。ドイツでは1991年に世界で初めて製品の生産者・販売者に廃棄物の回収とリサイクルを義務付ける「包装廃棄物規制令」が制度化され、共同で廃棄物の回収と

リサイクルの委託を行うDSD社という生産者責任機構が設置された。しかし、本章によれば、DSD社の独占的体質によりリサイクル費用が必要以上に高額になっている点で「費用効果性」の観点から問題点があることが明らかにされている。これに対して、英国でも容器包装に関連する企業がその供給に携わった最終財の廃棄物を回収し、リサイクルしなければならないとするプログラムが構築されたが、容器包装廃棄物回収証（PRNs）制度が採用されている点にその独自性が認められている。ここではリサイクル業者が適切にリサイクルを行った場合、その量に比例してPRNsを発行することが可能とされ、リサイクル義務を課された事業者はPRNsを購入することで法的義務を果たしたとみなされる、取引可能なリサイクル・クレジット制度であり、競争的市場環境が維持されることで費用効果性を達成し、この点で一定の問題点も孕みつつも社会的便益の増加に貢献していることが明らかにされている。

第5章「航空市場のグローバル化と空港ビジネスの可能性」では欧州の航空業界における規制緩和とともに、既存の大手キャリアとは別に徹底したコスト削減戦略をとる低費用航空会社（LCC）が台頭してきており、これが利用者にとっては料金低下の恩恵と利便性の向上をもたらしていることが明らかにされている。欧州航空市場におけるキャリアには①既存大手事業者を中心とするフルサービス・キャリア、②格安チケットにより需要を開拓しているLCC、③特定の地方路線に特化したリージョナル・キャリアそして④季節や路線で不定期の業務を行うチャーター便キャリアが存在するが、欧州では、とくに英国で、友人や親戚を訪問するために欧州域内で移動する利用者層（VFR）需要を的確に掌握したLCCがセカンダリー空港と地方空港を活用して既存大手キャリアを追い抜くほどまでに成長してきていることが明らかにされている。さらにはEU域内の空港会社についても国境を越えた一括運営に向けた国際連携が進んでいること、とくに英国において空港経営に外国系ファンド資金が流入し、さらに地元の自治体との共同運営が行われている実態が解明されている。こうしたEUの航空業界の考察に基づいて

「単に、赤字と黒字の空港を一元化する議論より、地方空港やアジア市場も視野に入れて空港のライアンスを定着させ」、「アジア・オープンスカイを活用する LCC の誘致が実現すること」が我が国の航空業界において求められていることであると主張される。

第 2 部の「EU 統合の進展と企業経営の動向」の下では以下の 4 つの章から構成される。

第 6 章「フランス企業のワークライフバランス」では、「家庭生活と職業生活の両立」と表現されるフランスのワークライフバランス (WLB) がマクロの手厚い家族政策とミクロの企業の WLB 支援策との整合的展開によって、出生率の回復に寄与している実態が解明されている。ここでは、フランスの家族政策が「自由な選択」を基本理念として重層的で積極的な両立支援策として展開され、特に 3 歳児のほとんどが通う保育学校、託児サービスを安価で利用可能にさせている認定保育ママ制度が紹介されている。さらにフランス企業の WLB 政策の実践において重要な役割を果たしているものとして、労働時間の調整・職業訓練、さらには企業内託児所等の広範な事項について労使協議を行う機関である企業委員会の存在、2002 年の「35 時間労働法」導入により進んだ労働時間短縮とその柔軟化、そして WLB における男女平等の推進が、ロレアル、エールフランス、アクセンチュアといった先進企業の諸事例の紹介とともに詳細に検討されている。こうしたフランス企業での WLB の考察を踏まえて日本の WLB 改善には「WLB に関連するあらゆる項目において男女雇用機会均等の視点をもつこと」と「職場レベルでの WLB に関する労使協議の場」の設定が必要不可欠であると主張される。

第 7 章「日欧における企業社会業績と企業財務業績」では、企業社会責任 (CSR) と企業のパフォーマンスの関連が企業社会業績と企業財務業績との関連性として考察される。これまでの先行研究に基づいて、その関連性の因果関係について、企業社会業績が向上すると企業財務業績も向上するという「社会的インパクト仮説」、企業社会業績が向上すると企業財務業績は悪化するという「トレードオフ仮説」、企業財務業績が向上すると企業

社会業績も向上するという「余裕資金仮説」、企業財務業績が向上すると企業社会業績がなおざりになるとする「経営便宜主義仮説」、企業社会業績と企業財務業績には正の相乗効果があるとする「正の相乗効果仮説」、企業社会業績と企業財務業績には負の相乗効果があるとする「負の相乗効果仮説」があり、これまでの先行的な実証研究の結果では様々に異なる結果が明らかにされている。本章では Newsweek Japan CSR 350 社ランキングに基づいてこれらの社会業績の高い企業の過去 10 年間 (1997-2006 年) の利益率と企業社会業績の高くない企業の同期間の利益率について日欧比較が行われている。その結果、「欧州では企業社会業績が高いと評価された企業が、売上高において世界トップレベルの非 CSR 企業と比較しても高い財務業績 (利益率) を…得て」おり、「一方、日本では企業社会業績の高い企業の財務業績が、非 CSR 企業と比較して、…大きく劣ることはなくとも、とくに優れているとはいえず、日欧企業の社会業績の高い企業の間で財務業績に差異があることが実証的に解明されている。

第 8 章「独立自営業者に対する社会法規制についての日欧比較」では、自営業者に対する社会法規制について①自営業者一般、②経済的従属性のある独立自営業者、③仮装自営業者に分けて考察が進められている。①では労働法よりも労働保険や社会保険等の社会保障法分野での規制であり、EU 構成国の社会福祉体制の相違によって異なっているが、近年、ドイツ、スペイン等では社会保障制度の改革によって制度への自営業者の取り込みが進展していることが明らかにされている。②ではオーストリア、イタリア等で採用されている手法で、社会保険制度、特に年金制度の拡大を目的として自営業者と雇用労働者のグレーゾーンにある就業者の法的地位を創設しようとする動きや個別立法や判例で自営業者と雇用労働者のグレーゾーンを対象に社会保険の対象とする動きが紹介されている。③では本来雇用労働者である者を自営業者として仮装し、社会法規制の適用を回避しようとする実態に照らして、こうした仮装労働者を本来の雇用労働者として社会法規制の対象に適切に位置づける動向が明らかにされている。これ

に対して日本ではEUとは対照的に社会保障法分野というよりも労働法規制の分野にあること、自営業者と労働者とのグレーゾーンにある経済的従属性のある独立自営業者への法的保護の必要性が主張されている。さらには自営業者の利益を代表する組織について伝統的な自営業者と新たなタイプの自営業者に分けて利益代表の状況が考察されている。それに対して我が国では独立自営業者への労組の関与は依然として低調であり、独立自営業者による労組結成の可否の問題を社会法規制のあり方と結び付けて検討する必要があるものと主張されている。

第9章「EUと日本におけるコーポレート・ガバナンス改革」では、EUと日本におけるコーポレート・ガバナンス改革の動向が考察の対象となっている。前者のEUレベルでは欧州委員会の支援を受けて2004年にはヨーロッパ・コーポレート・ガバナンス・フォーラムが設置され、それ以降、同フォーラムがコーポレート・ガバナンス改革に関して専門的な政策を積極的に提言しており、本章では同フォーラムの提案を中心としてガバナンス改革の動向が考察されている。その具体的提案として、2006年2月の「遵守または説明」の原則に対する声明、同年6月のリスク・マネジメントと内部統制に関する声明、さらには2007年8月の「資本と支配との比例に関する声明」が検討される。とくに「遵守または説明」の原則では、上場企業を対象とした自主規制としてコーポレート・ガバナンス・コードの策定が個々の企業の様々な状況の違いや各国の法的、政治的枠組みの違いを考慮することができるという理解から、同フォーラムはこの原則を積極的に支持している。また株主権の強化に関して、同フォーラムは、2006年1月の「株主の議決権行使に関する指令案の提案」に続いて、同年6月には欧州理事会と欧州議会に対して勧告を行い、議決権の有効な行使がコーポレート・ガバナンスの促進の上で必要不可欠であると主張していることが明らかにされている。この提案を受けて欧州理事会と欧州委員会は株主の議決権行使に関する指令を出していることが詳しく検討されている。一方、日本のコーポレート・ガバナンス改革については従来型の日本のコーポ

レート・ガバナンスの問題点が剔抉されるとともに、1997年のソニーの組織改革を嚆矢とするコーポレート・ガバナンスの動向が考察されている。これによれば、我が国でもコーポレート・ガバナンス改革は進められているが企業や経営者に対するガバナンスという点で課題が残されていることが明らかにされている。

### 3.

以上のように、本書は「EU統合の深化」の題名が示す通り、1990年代後半以降のEU統合の深化がEU域内の産業政策、環境政策、労働政策あるいは自動車業界、航空業界、さらには企業内のワークライフバランス、CSR、コーポレート・ガバナンス等のテーマの下でいかに進展しているのか、そこから学べる、日本にとってのインプリケーションとは何か、本書全体に通底する視点である。こうした幅広い研究領域のそれぞれで最新のデータを活用しながらEU統合の広範な深化の実相を浮かび上がらせようとしている点で、EUの経済・企業経営研究の最先端として位置づけることができ、EU研究を志す者にとっての必読書であると評者は高く評価するものである。評者自身はドイツの企業経営を対象に僅かばかりの研究を行ってきた者として、これだけ広範な研究領域を個別に評論する知識も能力も持ち合わせていないことを認めざるを得ないのであり、ここでは本書の研究上の意義を認めつつ、本書の枠外とも言える課題を述べて評者の責任を果たすこととする。

2008年のリーマンショック以降のグローバルな金融・経済危機によって、EU経済は深刻な危機を迎えている。ギリシャの財政赤字に端を発する、国債の信用リスクが市場の標的となり、さらにはポルトガル、スペイン、アイルランド、イタリア等、次々とソリブリスク（国家の信用リスク）が顕在化しており、統一通貨ユーロの動揺は一向に収まる兆しは見えず、ますます不安定化してきている。さらにはEU統合を支えてきた、「競争重視」、「資本の市場効率至上主義」の新自由主義を柱とする政策的重複理念はすでに多くの批判に晒されており、大きな限界に直面し、一つの大きな転換点を迎えているようにも思われる。

こうした危機の局面において EU の統合・一体化ベクトルではなく、分散・多様化ベクトルが目立っている。本書第 2 章でも指摘されているように、今回の金融・経済危機を克服する主体として国家が果たす役割が前面に出てきており、再び国家による経済介入・規制強化の局面が増大している。さらには 2011 年夏、世界を揺るがすノルウェーの大量殺戮テロ（但し、ノルウェーは EU 加盟国ではない）、英国の暴動はヨーロッパにおける「移民」問題、「格差」・「失業」問題といった、欧州における社会的問題の深刻さを映しだしているように思われるし、EU 統合の「負」の側面でもあるように思われる。本来、大陸欧州諸国はアングロサクソン型資本主義とは異質な「社会的欧州」ないし、「アルペン＝ライン型資本主義」を形成していたはずであるのに、EU 統合の拡大・深化の過程で強調されてきた国際競争力強化の大合唱の下で、こうした従来型資本主義タイプは「否定」の対象とされ、新自由主義的な政策理念に依拠した市場・経済・社会統合が進展してきたものと捉えられる。しかし、EU 統合の「負」の側面が顕在化する中で EU 統合の政策理念が再び問われているように思われる。こうした統合に伴う「負」の側面の克服に EU 統合の将来は掛かっているといっても過言ではない。その際、評者の理解によれば、EU 統合の深化の局面においても環境保護運動、人権擁護運動、消費者運動・労働運動等の市民・労働者の自発的な取り組みが世界をリードしてきた側面を見逃すことができない。こうした成熟した市民社会の存在にこそ、新自由主義的思想に対抗しうる、EU 統合の新たな将来を切り拓く可能性が見いだされるようにも思われる。そこに評者は今後の EU 研究の大きな課題を認めるものであり、一層の研究の進展が期待される。